

会計基準の歴史

日時：2010年12月12日

場所：愛知大学

5 発表者：中京大学 1回生 武藤祐季

目次

序論

第1章 過去

- 10
1. 国際会計基準委員会 (IASB) の設立
 2. 比較可能性改善プロジェクト
 3. IASB2000 基準書とコア・スタンダード

第2章 現状

1. IASB から国際会計基準審議会 (IASB) への改組
- 15
2. IASB からの引き継ぎと IFRS の策定
 3. アドプションとコンバージェンス

第3章 未来

1. 上場企業の問題点
2. 中小企業の問題点

20 結論

序論

2009年6月30日、「我が国における国際会計基準の取り扱いについて(中間報告)」が金融庁企業会計審議会から公表され日本における国際財務報告基準(IFRS)に関する今後の取り扱いが明らかにされた。中間報告のポイントは、2010年3月期から連結財務諸表への

5 任意適用が認められたことと2012年に強制適用の是非を判断するということだ。

現在、主要国の中で米国と日本はコンバージェンスを目指しつつアドプションも視野に入れ活動しているがIFRS適用に至っていない。国際的にIFRS導入への動きが高まる中、なぜ導入に至っていないのか。

本論では、IFRSが策定された経緯やIASCやIASBの歴史を説明しIFRS導入前・導入後

10 の問題点について考察していく。

15

20

第1章 過去

1. 国際会計基準委員会 (IASB) の設立

IFRS (International Financial Reporting Standards) 策定の歴史は 1973 年 6 月 29 日の IASC (International Accounting Standards Committee) 発足まで遡る。IASB はロンドンを拠点としオーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、アメリカ各国の公認会計士協会のメンバーの合意によって設立され、IFRS の一部にも含まれる国際会計基準 (IAS) の作成にあっていた組織だ。当時の財務報告書のルールは国や会社によってバラバラな状態でそのすべてが認められていた。そんな中、IASB は将来のグローバルな経済時代の到来を見据え、世界共通の会計基準 (IAS) を作成していた。しかし設立当初、IASB は世界の各国に IAS の適用を促すほどの影響力はなくほとんど存在感を発揮できていなかった。

そして、IASB が注目されるターニングポイントとなったのが 1987 年だ。この年に国際的な機関である、証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions : IOSCO) が 80 年代の国際資本市場の拡大・多国間公募の増加を受け IASB に着目し IASB の諮問委員会に参加。そして「財務諸表の比較可能性」プロジェクトが始まった。

2. 比較可能性改善プロジェクト

比較可能性改善プロジェクトが必要とされたのは、IAS が主要国の会計基準がベースに開発が進められていたので比較する際に主要国間で差異のある基準について代替的な処理を認めていたため企業間の財務諸表の比較が困難であるという問題があったためだ。

そのような代替的な処理をできるだけなくそうとするのが比較可能性改善プロジェクトや後述する IASC2000 基準書、コア・スタンダードであり IAS の品質向上へとつながっていた。1988 年 11 月には IOSCO が IASC の比較可能性向上プロジェクトを積極的に支援する方針をとった。そして 1993 年 11 月に比較可能性向上プロジェクトは完了した。

5

3. IASC2000 基準書とコア・スタンダード

比較可能性向上プロジェクトが完了した後も、さらなる改善へ向けて IASC は IOSCO との合意のもと国際会計基準の中核となるコア・スタンダードという基準についての議論を続ける。コア・スタンダードとは、各国の会計基準との国際的な調和が図られた国際会計基準基盤である。1993 年 8 月に IOSCO は IASC に対してコア・スタンダードについて満足
10 いく対応をとれば IAS を正式に承認する意図があることを通知した。そして IOSCO が示した 40 の会計基準からなるコア・スタンダードをめぐる IASC のプロジェクトは、IAS の 30 のコア・スタンダードを完成させ 2000 年 3 月に終了し同年 5 月に IOSCO は IAS を正式に承認し各国に IAS を使用することを認めるように勧告した。

15

第 2 章 現状

1. IASC から国際会計基準審議会 (IASB) への改組

IOSCO が IAS を正式に承認したことにより今まで法的な強制力のなかった IAS が法的強制力を持つようになったので IASC は活動をより強化するために 2000 年 6 月に IASB
20 (International Accounting Standards Board) へ改組することが決定された。

そして 2001 年 4 月に IASB が発足した。IFRS の改訂・開発、プロジェクトの策定・実行などの全面的な裁量権も有している。IASB はこれまでの IASC とは異なり、各国の会計基準設定主体との連携がとれるので IAS や IFRS がグローバルスタンダードになる道が開けた。

IASB の発足した 2000 年から活発になった会計基準を主導したのが欧州連合（EU）であった。EU は 2005 年以降に開始する事業年度から、連結財務諸表を IFRS に基づけることを義務づけるとした。このことが IFRS が世界的な影響力を持つ契機になった。

2. IASC からの引き継ぎと IFRS の策定

IASB に改組されて IASC がつくった IAS は IFRS ではどのように引き継がれているのか。

IAS は IASC 時代に 41 号までつくられ、その後各項目について廃止や改訂が繰り返され現在では 29 項目が IASB に引き継がれている。IASB になって新たに設定された基準は 9 項目ありこれらを合わせて IFRS と言う。

IAS(国際基準) 29項目			
第1号	財務諸表の表示	第26号	退職給付制度の会計及び報告
第2号	棚卸資産	第27号	連結及び個別財務諸表
第7号	キャッシュ・フロー計算書	第28号	関連会社に対する投資
第8号	会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬	第29号	超インフレ経済下における財務報告
第10号	後発事象	第31号	ジョイント・ベンチャーに対する持分
第11号	工事契約		
第12号	法人所得税	第32号	金融商品:表示
第16号	有形固定資産	第33号	1株あたりの利益
第17号	リース	第34号	中間財務報告
第18号	収益	第36号	資産の減損
第19号	従業員給付	第37号	引当金、偶発負債及び偶発資産
第20号	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示	第38号	無形資産
		第39号	金融商品:認識及び測定
第21号	外国為替レート変動の影響	第40号	投資不動産
第23号	借入費用	第41号	農業
第24号	関連当事者について開示		

5

IFRS(国際財務報告基準)9項目	
第1号	国際材も報告基準の初度適用
第2号	株式報酬
第3号	企業結合
第4号	保険契約
第5号	売買目的で保有する非流動資産及び非継続事業
第6号	鉱物資源の探査及び調査
第7号	金融商品:開示
第8号	事業セグメント
第9号	金融商品:分類及び測定

※2010年6月時点

IFRS 策定のためにはいくつかのデュープロセスにしたがって決まっていく。そのプロセスは次の4つだ。

- 10
- ① 基準の策定、改定のための検討項目を決定し、プロジェクト計画を公表。
 - ② 新基準、改訂について、討議資料や公開草案を公表し意見聴取を行う。
 - ③ 各方面からの意見を検討の上、基準を最終確定。意見聴取でよせられた意見の検討内容を公開する「フィードバック・ステートメント」を併せて公表。
 - ④ 新基準、改定基準の適用開始2年間、適用後レビューを実施・

15 ポイントは、議論の内容が公開され、広く意見を取り入れるなど透明度の高い手続きが行われていることだ。

3. アドプションとコンバージェンス

IFRS の採用方法には2つの方法があり、1つがコンバージェンスもう1つがアドプシ
20 ンである。コンバージェンスは自国の会計基準をIFRSに収斂させることで重要な差異がな
くなるように自国の会計基準を修正することだ。コンバージェンスは自国の商習慣や特別

な事情を加味できるので負担が軽減できるが、IFRS 自体常に変化しているので差異をなくす作業を続けなくてはならない。

アドプションは、IFRS そのものをまるのみしてそのまま自国の会計基準として適用することだ。アドプションのメリットとしては、世界の企業と時間差なく同じ基準を適用できるということとグローバルなオペレーションが向上することである。デメリットは変更業務の負担が大きいことや英語で作成されるため英語で理解しなければならないこと、透明性、公平性が今後保たれるかどうかということだ。

日本はいつ IFRS に対応するのだろうか。日本はいままで IFRS にコンバージェンスで対応してきた。2007 年 8 月に東京合意を締結し企業会計基準委員会（ASBJ）と IASB の間でコンバージェンスの加速化に合意した。東京合意は 1011 年 6 月までに重用な差異を解消することを取り決めたものだ。

序論でも述べたように中間報告で 2010 年 3 月期から IFRS の任意適用を認めたが、やはりまだ IFRS を適用していない日本と米国が今までつくってきた自国独自の会計基準を捨て IFRS をまるのみにしてしまうことはできないであろう。IFRS と日本の会計基準の間には原則主義と細則主義という根本的な違いがあることや収益認識の違いなどがあり突然変わってしまうと混乱が起こってしまう。そのため、どちらの会計基準がいいかを決めることができないのであろう。

第3章 未来

1. 上場企業の問題点

日本では2010年3月期からIFRSの任意適用が認められている。対象はIFRSによる財務報告について適切な体制を整備し、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表である。しかし、国内のみで事業を展開している企業はどうなるのか。金融庁の中間報告では、基本的に連結決算を行っているすべての上場企業を強制適用の対象とする方針だ。

上場企業の中には、連結対象の会社を保有していなくて単体での財務諸表しかつくっていない企業もあるがそうした企業はIFRS適用の対象となっていない。これからはそういった企業の適用や連結財務諸表のみなのか単体も適用するのと言ったことが問題になってきそうだ。

2. 中小企業の問題点

中小企業の中でも上場企業の連結子会社はIFRSの導入が必要になってくる。しかしその他の中小企業、非上場企業に対しては今のところIFRS適用への動きはない。金融庁の中間報告でも、中堅・中小企業に対するIFRSの適用について「ニーズは低いと考えられ、IFRSに基づく財務諸表作成のための体制整備や準備の負担を考えると、非上場企業へのIFRS適用は慎重にすべき」としている。

しかし近い将来上場を計画している企業ではIFRSを導入した方が資金調達などで有利になる可能性もある。そのためIASBがIFRSを簡素化した「中小企業向けIFRS」作成した。これからさらに中小企業の会計基準のあり方が課題になるのではないだろうか。

結論

世界が会計基準の統一、IFRSの導入に向かっているという流れにはもう逆らうことはできないだろう。しかし、その流れに飲み込まれてしまうのではなくしっかりと自国の方針を決め柔軟に対応していかなければならない。日本の上場企業への強制適用が計画されている2015年まであと少ししかなくIFRS導入への準備が必要になってくる。もっとIFRSのことを理解している人を増やしていかなければいけない。IFRS導入をいかに負担を少なくして行うかが重要であると思う。

参考文献

橋本尚監修 「よくわかる IFRS」(ナツメ社, 2010)

5 金融庁

「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」の公表について
<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090616-1.html>

証券監督者国際機構 (IOSCO) : 金融庁

10 http://www.fsa.go.jp/inter/ios/iosco_03.html

中小企業庁 事業環境部

<http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g100215a08j.pdf>

15 IASB Homepage

<http://archive.iasb.org.uk/index.asp>

歴史 | 基礎知識 | IFRS / 国際財務報告基準 (国際会計基準) | トーマツ

20 http://www.tohmatu.com/view/ja_JP/jp/knowledge/ifrs/basic/history/index.htm

IFRS 国際会計基準フォーラム

http://www.atmarkit.co.jp/im/fa/serial/ifrs_basic/01/01.html

25 「IFRS」の動向と現在位置をつかむ EnterpriseZine (EZ)

<http://enterprisezine.jp/article/detail/2136?p=3>

(2010/11/22)